

自動車ユーザーに重い負担が課せられている 自動車関係諸税について

金沢支部 北口 正

自動車関係諸税は、自動車を取得、保有、走行（使用）の各段階で課税され、実に9種類にも及ぶ過重で複雑なものとなっていることはご存じでしょうか。（9種類：自動車税・軽自動車税・自動車重量税・自動車取得税・消費税・揮発油税・軽油引取税・地方道路税・石油ガス税）

ちなみに、自動車ユーザーは国、地方の税収入の11%強、約9.1兆円を負担しており、所得税、法人税に次ぐものとなっています。

その中に自動車を取得する際に課税（販売価格が一定額）されている自動車取得税があります。その税率は、本税（5%）と消費税5%の二重課税となっていること、また自動車揮発油税（ガソリン）についても購入の際、その税にオンして消費税も負担しており、課税の目的、趣旨等、また税の簡素、公平化という基本的な考え方からすれば理解し難く多くの自動車ユーザーはそれら税の廃止、あるいは二重課税の解消を求めている。

最近、テレビ、新聞等マスコミで毎日のように報道されている道路特定財源の一般財源化について、来年度予算から実施されようとしており、自動車ユーザーはもとより自動車関連団体（自動車販売業界、自動車工業界など）等は撤回あるいは見なおしについて強く申し入れを行っている。

自動車ユーザーは、受益者負担や道路損傷負担という観点から道路にかかる財源を負担するのであって、それらの税を他の目的に使用するならば、廃止もしくは暫定的に上乘せされている税率を元（本則税率）に戻すべきを主張している。

世界的な原油価格の高騰が、私たちの手軽な移動手段である自動車の揮発油（ガソリン）や軽油価格が1ヶ月単位で値上がりし、それが諸物価にも影響しており、私たちの日常生活にも大きな影響を受けていることはいうまでもありません。また農漁業を含めあらゆる産業はもとより、経済の基幹（物流）を担うトラック、鉄道、内航海運等運輸事業にあっては、輸送コストの増大等から厳しい経営環境にあり、生活物資の円滑な輸送が心配されています。揮発油（ガソリン）の場合、リッター当たり200円に迫ろうとしており、そうなればマイカーなど遠距離走行は控えることとなり、観光事業や自動車に関連する諸事業に大きな影響を及ぼし、経済の成長度を後退させることになり、危惧するところです。

以上、自動車に関わる情報の一端を述べさせていただきました。これら情報は諸先生方には充分ご承知のことと思いますが、敢えて私なりに愚説を記述させていただきました。

次に、自動車を所有する場合、その所有権の公証を行い、また第三者に対抗要件を付与するため登録ファイルに登録しなければならないとなっていることはご承知のことと思います。今回それらの諸手続のうち、自動車を使用しなくなったとき（廃車含む）の手続について簡単に記しましたので参考になればと思います。新たに登録する場合（新規登録）、所有名義を変更する場合など多くの手続がありますが、それは後の機会にてご紹介したいと思います。

登録を受けている自動車の使用をまっ消する場合（一時的にやめたとき）の登録の手続について

申請に必要な書類

- ① 申請書（OCRシート）
- ② 手数料納付書（③を貼付）
- ③ 手数料（350円：国納付）
- ④ 自動車検査証
- ⑤ ナンバープレート
- ⑥ 印鑑証明書（所有者のもので発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 印 鑑（所有者が申請する場合は、印鑑証明書の印鑑）
- ⑧ 委任状（代理人が申請する場合）

- 注）1. 自動車検査証に記載してある所有者の住所・氏名等が、結婚・転居・住居表示等により印鑑証明書と相違する場合は、その変更の関連を証明する書類（住民票・戸籍謄本等）が必要です。
2. 自動車検査証、ナンバープレートが盗難・紛失した場合は、この他に書類が必要です。（警察署発行の盗難証明書等）
3. 一時まっ消登録申請についての委任行為（委任状）になっていること。